

## 第4回富士見市健康づくり審議会会議録

日 時	平成26年10月2日（木） 午後1時30分～2時30分															
場 所	健康増進センター 会議室															
出席者	<p>○ 委員</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">浅見 隆志委員</td> <td style="width: 33%;">伊藤 智委員</td> <td style="width: 33%;">上田 しげ子委員</td> </tr> <tr> <td>大竹 ミイ子委員</td> <td>奥住 幸江委員</td> <td>桶田 利夫委員</td> </tr> <tr> <td>篠田 毅委員</td> <td>關野 美知子委員</td> <td>苗代 明委員</td> </tr> <tr> <td>星野 悦子委員</td> <td>前野 和子委員</td> <td>三木 とみ子委員</td> </tr> <tr> <td>溝辺 香織委員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○事務局</p> <p style="padding-left: 20px;">久米原健康増進センター所長 銘苺副所長 相原主査 樋口主任 駒林</p>	浅見 隆志委員	伊藤 智委員	上田 しげ子委員	大竹 ミイ子委員	奥住 幸江委員	桶田 利夫委員	篠田 毅委員	關野 美知子委員	苗代 明委員	星野 悦子委員	前野 和子委員	三木 とみ子委員	溝辺 香織委員		
浅見 隆志委員	伊藤 智委員	上田 しげ子委員														
大竹 ミイ子委員	奥住 幸江委員	桶田 利夫委員														
篠田 毅委員	關野 美知子委員	苗代 明委員														
星野 悦子委員	前野 和子委員	三木 とみ子委員														
溝辺 香織委員																
欠席者	川南 勝彦委員 三角 麻子委員															
傍聴者	3名															

内 容
<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 配布資料確認</p> <p style="padding-left: 20px;">第4回富士見市健康づくり審議会次第</p> <p style="padding-left: 20px;">資料1 富士見市食育推進条例（案）</p> <p style="padding-left: 20px;">資料2 健康日本21（第2次）の基本的方向及び目標</p> <p style="padding-left: 20px;">資料3 アンケート調査項目（案）</p> <p>4. 議題（富士見市健康づくり審議会条例第6条、第2項、委員の過半数出席により委員会が成立することが報告された）</p> <p>5. 前回審議事項の訂正について</p> <p>議 長：前回検討した食育推進条例について法規に確認した結果を事務局から説明していただくことになっている。続いて、健康増進計画策定のためのアンケート調査の項目についてご意見をいただきたいと思う。</p>

事務局：はじめにタイトルについてですが、条例の内容を簡潔に表現した「富士見市食育推進条例」のほうがよいという説明を受けているので、タイトルの検討をお願いしたい。

議長：委員の方々いかがか。

事務局：法規の担当では、タイトルは簡潔にという考え方なので、審議会で検討していただき、こういうタイトルのほうが良いという事であれば、それを採用させていただく。

議長：分かりやすくするためにという事で「みんなで取り組む」とか、様々な案が出たわけなのだが、個人的には前回の案を入れたほうがスッと入ってくる気がする。

委員：前回検討して出した結果なので、このタイトルは市民に親しむと思う。

委員：富士見市でつくる条例で、スタンスはあるのか。

事務局：法規の担当としては統一的なやり方で揃えていきたいというのがあるが、明確にルールが決まっているわけではない。

議長：審議会としては前回タイトルを検討したわけなので、それを提出していただくことでいいのではないかと思うが、委員方いかがか。

委員：いいと思う。

議長：前回決定した通りの「富士見市民で取り組む食育推進条例」というタイトルでお願いしたいと思う。次の説明をお願いしたい。

事務局：第1条目的だが、「てにをは」の修正は省略させていただく。4行目「食育の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより」という、新しい文面が入っている。上の3行は「並びに」と「及び」の入っている場所が変更になっている。冒頭の「食育の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより食育を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。」と修正させていただいた。こちらの文面についてはよろしいか。

議長：前回使われていた「市と市民が一体となって」というそういう言葉がないと思うが。

事務局：なくなっている。下から2行目「もって」の次だが「健康で豊かな活力ある富士見市の実現と」を削除した。

議長：なぜ削除されたのか聞いているか。

事務局：目的はできるだけ的確にかつ、簡潔にということで、これでも文面が通じるのではないかという説明を受けた。

委員：タイトルと関わると思うので、ここは表題と一体して考えなくてはいけないかと思う。

議長：変える前の方が、タイトルを「富士見市民で取り組む食育推進条例」に戻すのであれば「市と市民が一体となって」でいいのではないかという意見だが、いかがか。

事務局：4行目「市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健康で豊かな活力ある富士見市の実現と市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。」と、元に戻すということでよろしいか。

議長：簡潔にし過ぎたら、気持ちが伝わらない気がする。前回の案に戻すということでもよろしいのではないか。続いて第2条についてお願いしたい。

事務局：第2条だが、食育とその説明の間に1マス空いているのはどうかというご意見をいただいた。これについて法規から指摘がないので、そのまま1マスあけることで定義の説明とさせていただく。第2号「加工」を削除させていただいた。「生産、製造、加工、調理等」の「等」にかかる部分だが、法規では、「等」が2つ以上ある場合に「等」を使うという定義があるという

説明を受けたため、「製造」を活かした。第4号だが、「子育て関連施設関係者」で説明を個々の幼稚園、児童館と羅列したが、「子育てに関する施設」で網羅できるということで、修正が入っている。第5号2行目「業務に従事する者」の間に「(前号に規定するものを除く。)」という文面をいれ、第4号で重複している部分を除くという説明を受けた。第8号、地産地消で説明している文面だが、平成18年に富士見市では「富士見市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」が公布されており、その第4条に「地域で生産された物を地域で消費することをいう」という地産地消の説明が入っている。条例上、先にできた条例で説明されている言葉はそれを活かす、ということで文章の表現を変えさせていただいた。第9号、食生活改善推進員の説明だが、「食育基本法」のみ書いていたが、「食育基本法」第4条に記載されているため、第4条という言葉を入れることで、その次の「に基づき、食育推進運動を行う」を省略して良いという説明を受けた。よって、「食育基本法第4条に規定するボランティアで、市で行う養成講習会を終了したものをいう。」とした。こちらの「者」は平仮名に修正しているが、「もの」がその前のボランティアをさしている「もの」ということで、ボランティア、イコール「もの」という表現になるので、法規上2番目の同じ単語は「もの」という表現に替わるという説明を受けた。

議長：これらに関して意見あるか。

委員：「加工」を消してしまうのはどうか。と。「等」が1つ以上でなければならないのであれば、「生産」「製造」のほうが似ている言葉なので、「製造」を削除した方が良いと思う。

議長：「製造」は何か物を作るような意味合いで、食品加工というのは両方で使われている。「加工」を残して「製造」を削除というご意見。手を挙げていただいてよろしいか。(同意)。「製造」を省略して「加工」を入れるということで決定したい。「子育て関連施設関係者」だが、具体的な保育所、幼稚園、児童館などを省いて、「子育てに関する施設に従事する者及び団体をいう。」に修正されたわけだが、これに関してご意見あるか。

委員：保育所、幼稚園、児童館、放課後児童クラブ等のほかに、家庭保育室、子育て支援センターというのものもある。多岐にわたるので子育てに関する施設で良いと思う。

議長：修正案通り「子育てに関する施設」という文章で決定したい。「保健医療関係者」だが、「(前号に規定するものを除く。)」を加えるということでよろしいか。(同意)。修正案に同意とする。地産地消に関してはいかがか。個人的にはこれで良いと思う。「食生活改善推進員」に関する事。「食育基本法第4条に規定する」ということで、具体的に入れたわけだが、これに関してはいかがか。(同意)。修正案で決定したい。第3条について説明をお願いしたい。

事務局：1行目「食育の推進は、健康長寿を全うするために」は、目的を意味するので、第1条で示されている、「健康の保持及び増進をするために」という、この条例の目的が重複してしまうという説明を受けた。第3号、「食育の成長期に及ぼす影響の大きい時期である」の削除については、家庭保育所、学校はもともと成長期にかかわる場所であるため、あえて説明がいるのかという事であった。

委員：第3号については入っていてもおかしな所ではないと思う。

委員：あえて大事な時期だと強調するために、あった方がよいと思う。

議長：これがゆえに食育推進計画があるので、言葉を入れる事が特徴的になっていると思う。「健康長寿を全うするために」はなくてもいいと思うがいかがか。第3号は残してほしいということだが、他に意見はあるか。

委員：第3号に関して、「保育所」と限定し「学校等」だと、今後認定子ども園ができたり、小規模保育所ができたりするので、限定してしましまうのはどうかと思う。

議長：「子育てに関する施設」だと具体性にかける気がする。

事務局：保育施設という表現をしなくても「等」の中に入ってくるという意味合いになると思う。

委員：おそらく「学校等」の中にいろいろ入ってくると思うのだが、前回は「保育施設、学校等」だったと思う。「学校等」にしたため、保育施設は全て入るという意味合いでよろしいか。

事務局：そのような指摘が入った。

委員：「保育施設」の方が全て入る気がする。

事務局：家庭、保育所、学校、まだ他にもあるというのが、「等」に入る。

委員：少しわかりにくい気がする。

事務局：「等」の使い方は法規上の使い方。法規の規定の仕方と少し違ってくる。

委員：「保育施設」ではダメなのか。

事務局：「保育施設」が直されて「保育所」になった。

議長：これはこのままでよろしいか。(同意)。第3条の1行目の「健康長寿を全うするために」は省くということで、第3号「食育の成長期に及ぼす影響の大きい時期である」は残すという事で審議会では決定したい。

委員：第3号「積極的な食の環境作りに努めること」は、前回「積極的に」に訂正されていたと思うが、今回「積極的な」に戻っているのか。

事務局：法規から訂正が入った。

議長：第3条に関して意見あるか。ないようなので第4条に移らせていただく。

事務局：第4条から第10条にかけて、共通の修正があるので、あわせて説明させていただく。前回、「安心安全な」という言葉を「第2条基本理念」に入れることで、各条に「基本理念にのっとり」という文面を入れ、「安心安全な」という言葉を省略するという事で決定したかと思う。そのため、第4条から10条に「基本理念にのっとり」という文面を入れさせていただいたが、法規の説明によると、基本理念はこの条例全体に係ることなので、入れる必要はないという説明を受けた。第6条1行目「基本理念にのっとり、教育等の分野において」までが削除になっている。「教育等の分野において」は教育関係者に関わっていくため、重複するという事であった。

議長：簡潔だと思いがいかがか。意見がないようなので同意ということでお願いしたい。

事務局：第5条から第10条にかかる部分だが、第4条では「市の責務」という言葉を、第5条以下は「役割」という表現にさせていただいているが、「責務」と「役割」は大きく違っている。「役割」は責任の部分が緩和される。緩和されているにも関わらず、2項のところ「重要な役割を担うことを認識し」という言葉を使っている。「認識」は強い言葉のため、「責務」よりも「役割」が柔軟性があっていいのではないかということだった。そのため「理解」という言葉に替えるほうが適切ではないかと法規から提案していただいた。同様に、第7条2行目、第9条1行目を「理解」に変更させていただいた。

議長：これに関していかがか。ご意見ないようなので次に進みたいと思う。

事務局：第6条から第9条に同じなのだが、「他のもの」で、法規から「もの」の意味合いを説明していただいた。前回、「他の者」と漢字で表記していたのだが、様々な機関が入るためひらがなのほうが良いということでひらがなに変更した。しかし漢字の「者」自体が、機関や団体を意

味している言葉だということであった。第6条で言えば「教育関係者は」という主語に対して、「他の者」と言う場合には、教育関係者以外の者全てが入ってくると。漢字の「者」の中には関係機関も含まれるという事で、「者」に替えさせていただいた。

会 長：第2条9号の「者」はひらがなで「もの」でよいのか。

事務局：第2条9号の「もの」は、同じ言葉が2回目にイコールで入ってきているため、ひらがなである。

議 長：訂正のほうでよろしいか。意見ないようなので、次に進めさせていただく。

事務局：「各教科等及び学校給食での活用がなされるよう必要な施策を講ずるよう」という言葉に対して、「各教科」や「学校給食」と限定した場合、条例で書かれた事に対して、教育委員会で各教科に食育を入れていくか方針を決定していないのに、条例で入れるのはいかがかということであった。法規の提案としては「学校は、あらゆる機会と場所を利用して、食育の推進に努めるものとする。」という表現。

委 員：「利用して」という言葉は教育関係では使っていない。「あらゆる教育活動を通して」というのであれば、学習指導要領の総則で使っているし、様々な場と内容が当てはまる気がする。

委 員：「あらゆる教育活動を通して」は道德教育に使われる。

事務局：「あらゆる」は入れたほうがよいか。

委 員：「すべての教育活動を通して」という言葉も使っている。教育委員会に確認していただくと良い。

委 員：「すべて」と謳って大丈夫か。

委 員：だいたい通例で使っている。

委 員：「すべて」となると、全て関わってきてまた大変かと。

委 員：「すべての教育活動」ということでそれほど限定した教科というのは出てこないの、マイルドな気がする。

議 長：子どもの遊び時間の中でも、学校にいる限りは勉強になるようなことは積極的にしてくださいという事。教育委員会に言葉の確認をしていただきたい。

事務局：「教育活動」という言葉が一般的に使われているかということ、質問されるかと思うので、確認させていただくことになる。

議 長：その前に、「すべての」という言葉を確認していただきたい。今の文面に関しては、教育委員会に確認するという事で、先に進みたいと思う。

事務局：1行目「を推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進をもって健康長寿の実現に資する」が削除になっている。歯科口腔の条例も、ここは簡潔にしているので同様な表現方法を用いた。修正文は「市は、食育に関する施策を推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。」という表現にさせていただいている。第3号「生活習慣病予防等のため」が削除されている。第7号まで基本的な事項を書いており、同様な表現のほうが良いという指摘を受け、簡潔に「地域、職場等における食生活改善に必要な事項」とした。食生活改善推進員の養成の部分だが、新たに第4号で加えたほうが分かりやすいという事で「(4) 食生活改善推進員の養成に必要な事項」を加筆した。第4号以下第7号までを繰り下げている。「歯科口腔」は「腔」に読みがなをいれている。

議 長：「生活習慣病」の削除は医療関係者からみると、省略してもいいかと思う。号を増やしているという事だが、これはよろしいのではないか。委員のういかがか。ご意見ないようであれば、

この案の通りでよいと思う。それでは第12条お願いしたい。

事務局：当初、行動計画を食育計画単独のものでなく、健康増進計画に含めていくという意味で、健康増進計画の中に食育の行動計画を「位置づける」という表現にした。タイトルも「行動計画の位置づけ」に替えさせていただいた。しかし、法規ではこの条例が行動計画の条例ではなく、食育推進条例なので、市でいう法律の上位になるため、健康増進計画の位置づけのなかで、他の施策と同列になることがおかしいという説明を受けた。本来なら、条例で規定されている施策のほうが上位計画となる。例えば健康増進計画の中ではがん予防、特定健診、メタボ予防等、様々な政策の中に、食育の推進もあるというのはおかしいということ。食育の行動計画が健康増進計画の中に入るのであれば、その中の上位計画であり、それ以下にはならないという説明であった。最終的に、単独の食育の行動計画は作らないにしても、行動計画を策定することに替わりはない、という事だった。よって、「行動計画の策定」というタイトルで変更する必要はないという説明を受けた。文面も「市長は、総合的かつ計画的に食育を推進するため、食育に関する行動計画を策定する。」と簡潔にした。

委員：最初にいただいた資料の大きな絵との上下関係はこれで一致するという事か。

事務局：一致する。様々な施策の一つとして食育の行動計画が入るのではなく、あくまでもこの中に食育行動計画があって、他の行動計画も入ってくるという。それをまとめて健康増進計画にするという事である。

委員：食育が、健康増進よりも上位なのか。

事務局：上位又は同列になる。食育推進条例は、これに基づいて健康増進計画の中に食育計画を入れていく前提で進んでいる。施策の一本でなく、行動計画としての位置づけをしなくてはいけないという説明だった。

委員：そうすると食育の行動計画と、完全明記しなくても、歯科口腔保健の行動計画が他の行動計画と並列して、全てで健康づくりという名前になるのか。

事務局：いまの段階では別だが、食育は最初から別立ての行動計画をつくる予定はなく、健康増進計画の中に入れ込む形になる。今後、どのように行動計画をつくるのかというのはまだ、案ができていないので、これから検討していただくと思う。

委員：先ほど第6条に関して、学習指導要領の総則を確認したが、「教育活動全体を通して」と書いてある。

議長：すると第6条は「学校は教育活動全体を通して食育の推進に努めるものとする」ということでよろしいか。

事務局：「教育活動」の後に「の」はいらないか。

委員：あってもいいと思う。

議長：第6条第2号に関しては「学校は教育活動全体を通して食育の推進に努めるものとする」でいいか確認していただきたい。第12条に関してご意見あるか。意見ないようですので、これで審議を終了としたいと思う。

事務局：いま検討していただいたことをまとめ、政策にあげていきたいと思う。

議長：アンケート調査項目について、説明をお願いしたい。

事務局：これは計画に活かすために、事前に市民が健康についてどのように意識して生活しているかという状況を、把握するために行うものである。次第(2)アンケート調査についてというところだが、年齢区分を4つにわけ、5歳児、小学5年生、中学2年生、18歳以上の成人で分け

させていただいた。5歳児は保護者を無作為に市民の中から選び、郵送にて調査を行う。小学5年生、中学2年生は、各小中学校の1クラス分を調査できればと考えている。まんべんなく市民から意見を聞きたいというところで、それぞれ1クラスずつということで考えている。こちらは直接学校へアンケートを持っていき、学校でとっていただきたいと考えている。成人は、市内在住の18歳以上について、1600名を住民基本台帳から選び、郵送にて送付開始する予定。

議長：市内に小学校は何校あるか。

事務局：11校ある。中学校が6校ある。

議長：対象人数がここはわからないのだが、1クラス小学校は何人くらいいるのか。

事務局：5年生ですと40人くらいになる。

委員：学年によって様々。

議長：35人として、350人から400人くらい。中学校だと250人くらいを想定している。小中合わせて700人くらい。全体で2700人くらいを想定しているのか。

事務局：それくらいを想定している。

議長：他市町村の対象人数は何人くらいか。

事務局：他市町村も様々。成人だけで2000人、3000人対象としている所もある。一概には言えないが、ある程度の数が集まらないと、集計が難しい。郵送にて回収の5歳児、成人については50%くらいの回収率を見込んでいます。アンケート項目の検討の前に、体制について質問あればお願いしたい。

委員：集計は誰がやるのか。

事務局：調査の委託を業者をお願いすることになっている。無作為抽出までは、市でやるが、アンケートのまとめや、送付、回収、集計、分析は業者に委託して行う。

委員：小中学生に関しても同等と考えてよろしいか。

事務局：回収はこちらでするようになる。

委員：学校では丸つけさせればよいということか。

事務局：そのように考えている。

議長：他になにか質問あるか。ないようなので、次の説明をお願いしたい。

## 6. 健康増進計画アンケート項目について

事務局：(資料2、資料3説明)

事務局：アンケート項目の案として「タバコ」と「酒」が入っているが、中学生に聞く事について適正かどうか審議していただきたい。実態を調べるなら、聞いたほうがいいのかという風に考えているが、公の場所で違法な事をあえて聞く事はどうかという事が迷う所である。

委員：初め見たときにここが引っかかった。生徒指導上の問題が発生してくる。

議長：他市町村で聞いている所あるか。

事務局：聞いているところもある。業者は本人と書いたものが見えないよう封筒に入れることも考えていると話を伺った。

委員：「吸っていますか」ではなく、「吸ってみたいと思うか」はどうか。

委員：中学生は学校で回収するのか。

事務局：そのように考えている。

委員：表記で「タバコを吸ってみたい」は全く問題ないと思うが、「今までタバコを吸ったことがあるか」、「今吸っている」となると考えてしまう。お酒も同様。表記に工夫がいると思う。

委員：学校の先生に渡すとしたら、正しく書くかは定かじゃないなと思う。成人のように、封筒に入れて郵送のほうが、正しい回答が出ると思う。

会長：あまり調査する意味がないと思ったのだが。

委員：私は意味があると思う。

事務局：小学生は今回は聞くことを差し控えさせていただいた。中学生同様に「吸っていますか」という風には聞けないが、「今までタバコを吸ったことがありますか」という質問を小学生にする必要があると思うか。

委員：何の目的でこの調査をするのが大切だと思う。小学校から酒、タバコに興味もっているということを教育に活かすための調査ではないか。調査趣旨を学校に伝え、保健体育の授業につながるいいデータになるのではないかと思う。

会長：全部で何問あるのか。

事務局：問題数ではないが、大人は説明を入れてA4、6ページで検討している。

委員：これは記名か。

事務局：無記名。

委員：学校でも、児童・生徒に名前を書かないと言えば、素直に答えてくれるのではないか。

委員：説明に「この調査は富士見市の健康のためにあるのでありのままお答えください。個人を特定するものではありません」という言葉を入れるといい。

委員：タバコについては、薬物の入り口と言われていることもあり、喫煙については聞いてみたい。それこそまさに教育委員会で確認されたほうが良い。小中学校の時代から生涯健康づくりの基礎づくりをする。

事務局：学校へ通知して配布と回収はお願いすることになると思う。回収方法については封筒に入れてもらうとか、枚数を確認していき、こちらで封を開けるため、担任の先生もわからないと思う。

委員：学校別で結果は出ないか。

事務局：出ない。

委員：運動で、「成人30分以上2週間」、「小5で週3日以上スポーツ」とあるが、運動嫌いの子どもにとっては体育も自分で運動したうちに入れてしまうのではないか。

事務局：アンケートでは「体育の授業以外で何か体を動かすことがありますか。」という風にしようと思っている。ただ、スポーツが苦手な子でも、外で鬼ごっことか、ボール遊びとかを含めてということで考えている。聞き方はその年に応じて書くように考えている。

## 7. 次回審議会について

- ・第5回審議会 10月30日木曜日 1時30分から3時30分まで
- ・第6回審議会 11月27日木曜日 1時30分から3時30分まで